

加古川市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則

〔昭和 63 年 3 月 31 日〕
規 則 第 7 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、加古川市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和 63 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造及び設備)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める構造及び設備は、次に掲げるもの（加古川市総合計画を上位計画とする計画のまちづくりに関する施策に合致するホテル等であると市長が特に認める場合にあつては第 6 号から第 8 号までに掲げるもの）をいう。

- (1) 外部から内部を見通すことができ、宿泊又は休憩のために利用する客（以下「宿泊客等」という。）及びそれ以外の客が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りできる玄関
- (2) 宿泊客等が必ず通過する場所に設置されたフロントで、カーテンその他の見通しを遮ることができる物によつて遮断されていないことにより宿泊客等と直接面接できる構造のもの
- (3) 全ての客室がシングルカプセル形態であるホテル等を除き、宿泊客等以外の客にあつても利用できる食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設その他これに代わるものとして市長が適当と認めるもの
- (4) フロントから各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設で、宿泊客等が通常使用する構造のもの
- (5) 宿泊客等が従業員と面接しなければその利用する客室の鍵の交付を受けることができない構造その他これに代わるものとして市長が適当と認めるもの
- (6) 客の性的感情を刺激しない清そな内装、照明、装置、装飾品等の内部設備
- (7) 周辺的生活環境を害する恐れのない素朴な外観、形態、意匠及び色彩
- (8) 屋外に設置する看板、広告板、広告塔又はネオンサインは、付近の環境を損なわない形状、面積、色彩及び意匠とし、ネオンサインを設置する場合は、白色を含む 3 色以内で、点滅しないものとする。

(届 出)

第 3 条 条例第 5 条の規定による届出は、ホテル等建築計画届出書（様式第 1 号。以下「届出書」と

いう。)の正本及び副本を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の届出は、当該ホテル等に係る建築の確認の申請書（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書をいう。以下同じ。）を提出する前に行わなければならない。ただし、確認の申請書の提出を要しない建築に係る届出については、当該建築に着手する前に行わなければならない。
- 3 第 1 項の届出書の正本及び副本には、それぞれ次の表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する建築に係る届出書については、当該図書のうち市長が必要と認めるものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
建築物用途別 周囲現況図	届出に係る建築物の敷地境界線から半径 100 メートル以内にある建築物の用途及び配置状況
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、届出に係る建築物と他の建築物との別、外構の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積（客室にあつては定員）並びに主要部分の寸法
客室平面詳細図	縮尺、方位、構造及び主要部分の寸法
立面図	縮尺及び開口部の位置
断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出
完成予想図	外観の意匠及び色彩
屋外広告物関係図	意匠、形態及び色彩
客室内仕上げ表	客室内の仕上げ及び色彩
外部仕上げ表	外壁、屋根の仕上げ及び色彩
現況写真	敷地の現況がわかるよう敷地の周囲から撮影した写真及びホテル等建築予定標識を設置している状況を撮影した写真
周辺住民への説明 経過報告書	説明会等の場所、日時、出席者及び内容

- 4 前項に規定する図書のほか、市長が必要と認めるその他参考となる図書を添付させることがで

きる。

(判定の通知)

第4条 条例第6条第1項(条例附則第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による通知は、ラブホテル判定通知書(様式第2号)又は既存ラブホテル判定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(標 識)

第5条 条例第7条に規定する規則で定める標識は、ホテル等建築予定標識(様式第4号)とする。

(身分証明書の様式)

第6条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第5号)とする。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(加古川市モーテル類似施設建築の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 加古川市モーテル類似施設建築の規制に関する条例施行規則(昭和57年規則第28号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月8日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の加古川市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に加古川市ラブホテル建築規制に関する条例第5条の規定による届出がされたホテル等の建築について適用する。

附 則(令和3年3月25日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和6年3月22日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の加古川市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に加古川市ラブホテル建築規制に関する条例第5条の規定による届出がされたホテル等の建築について適用する。

ホテル等建築計画届出書

年 月 日

加古川市長 様

建築主 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

(代表者氏名)

加古川市ラブホテル建築規制に関する条例第5条の規定により届け出ます。

記

建築計画概要	工事種別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更・ 客室数を変更する改造					
	敷地の位置等	地名地番	加古川市					
		用途地域	地域	室数				
		高さ	地上 地下	m m	階数	地上 地下	階階	構造
			工事部分	その他の部分			合計	
	敷地面積		(対角線)			m ²		
	建築面積		m ²			m ²		
	延べ面積		m ²			m ²		
	その他		看板・広告塔・ネオン等 (有・無)					
	届出代理者 住所氏名電話							

加 建 指 第 号

年 月 日

ラ ブ ホ テ ル 判 定 通 知 書

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

（代表者氏名）

加古川市長 印

あなたが、加古川市 において建築を計画中の建築
物は、加古川市ラブホテル建築規制に関する条例第2条第2号に規定するラブホテルに
（該当する・該当しない）ので通知します。

加 建 指 第 号

年 月 日

既 存 ラ ブ ホ テ ル 判 定 通 知 書

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

（代表者氏名）

加古川市長 印

あなたが、加古川市 において建築を計画中の建築物は、
加古川市ラブホテル建築規制に関する条例附則第4項の規定に（適合する・適合しない）
ので通知します。

ホテル等建築予定標識

90 cm 以上					
90 cm 以 上	ホテル等建築予定のお知らせ				
	敷地の地名地番				
	建築物の種別				
	高さ	m	敷地面積	㎡	
	階数	地上	階	建築面積	㎡
		地下	階		
	構造	造	延べ面積	㎡	
	棟数	棟			
	建築主	住所(所在地)及び氏名(名称) TEL			
	設計者	住所(所在地)及び氏名(名称) TEL			
	工事施工者	住所(所在地)及び氏名(名称) TEL			
工事着工の予定	年 月 日 ごろ				
	年 月 日 設置				

注 1 文書は黒色で鮮明に書くこと。

2 日光で退色したり、雨で消えたりしない塗料を使用し、表示が不鮮明にならないようにすること

3 標識板は風雨等で破損したり倒壊しない材料及び構造により設置すること。

（表）

8.5 cm	
第	号
立 入 調 査 員 証	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、加古川市ラブホテル建築規制に関する条例に基づく立入調査を行う職員である。	
年 月 日	
加古川市長	印

6 cm

（裏）

加古川市ラブホテル建築規制に関する条例（抜すい）

（立入検査）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これに関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。